（届出様式３－１）

「博多港景観形成指針」の対象区域内における

建築物・工作物の（変更）届出書（共通事項）

令和　　年　　月　　日

（あて先）福岡市長

 届 出 者　所　 在　 地

会　 社　 名

代表者氏名

 　代 理 人　会　 社　 名

担　 当　 者

　　　　　　（TEL　　　　　　　　　　　　　　　）

次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 建 築 等 の 場 所（所　在　地） | 福岡市　　　　　区 |
| 建 築 等 の 種 類 | [ ] 建築物[ ] 工作物 | [ ] 新築　[ ] 増築　[ ] 改築　[ ] 移転[ ] 外観を変更する修繕又は模様替[ ] 外観の色彩の変更 |
| 工 事 名 称 等（建築物等の名称） |  |
| 建 築 等 の 期 間 | 着手予定　令和　　年　　月　　日～　完了予定　令和　　年　　月　　日 |
| 設　　計　　者 | 会 社 名　　所在地　　 |
| 工 事 施 工 者 | 会 社 名　　所在地　　 |
| 建築物等の概要 | 用　　途 |  | 構　　造 | 　　　　造（一部　　　造） |
| 階　　数 | 地上　　　　階地下　　　　階 | 敷地面積 | 　　　　　　　　　㎡ |
|  | 届出部分 | 既存部分 | 合計 |
| 建築面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 最高高さ | ｍ | ｍ |  |

（注）　１　既に届け出た事項の変更を届け出る場合は，（変更）に○を付けてください。

２　届出者は，建築主（福岡市発注工事の場合は発注課）を記載してください。

３　代理人は，実際に協議・相談に来られる方を記載してください。

４　該当する□の中にレ印を付けてください。

５　建築物等の概要は，必要に応じ該当する箇所を記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　付　印 | 課　長 | 係　長 | 担　当 | 備考 |
|  |  |  |  |

景観への配慮状況（建築物・工作物：共通事項）

（注）　該当する□の中にレ印を付けてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配慮事項等 | 配慮状況 | 内容・事由 |
| 配慮事項①：配置 | １ 壁面後退 | 前面道路境界からの壁面後退に配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |
| 配慮事項②：形態・意匠 | １建築物等の上部・屋根 | 本体やまちなみと調和のとれた形態となるように配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |
| 勾配屋根の場合には，屋根が視界に入るため，勾配に配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |
| ２ 外壁 | 外壁は，清潔感が保てるよう，素材や形態の工夫に配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |
| ３ 色彩 | 外壁・屋根などに使用する色彩は「福岡市景観計画」で示されている色彩基準の範囲内で，周辺環境と調和するよう配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |
| 海から見える部分に使用する色彩は背後に見える自然との調和に，道路から見える部分に使用する色彩は周辺に明るさや活気を与える色彩となるよう配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |
| 配慮事項③：屋外階段，付属設備・付属施設 | 屋外階段や，付属設備（室外空調機や受水槽，配管・ダクト等），付属施設（倉庫やゴミ置き場等）は，可能な限り前面の道路から見えない場所に設けるよう配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |
| やむを得ず見える場所に設置する場合は，建築物等と調和するような形態・色彩の工夫や，緑化等による修景に配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |

（注）１　該当する□の中にレ印を付けてください。

２　内容・事由欄には，具体的に配慮した内容や，配慮できない理由等を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配慮事項等 | 配慮状況 | 内容・事由 |
| 配慮事項④：外構 | 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面のほか，建築物等の屋上や壁面の緑化にも配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |
| 門，柵，塀は可能な限り設置しないよう配慮する。やむを得ず設置する場合は，高さを抑え，生垣や緑化等による修景や，色彩などの意匠が周辺や建築物本体と調和するよう配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |
| 配慮事項⑤：屋外広告物※ | 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板等については，屋外広告物条例の規定を遵守するとともに，必要最小限とし，景観の阻害要因とならないよう，位置や色彩等に配慮し，建築物本体との調和に配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |
| 屋上広告物を掲出する場合には，掲出する位置について，まとまりがあるよう配慮する。 | [ ] 配慮済[ ] 未配慮[ ] 該当なし |  |

（注）１　該当する□の中にレ印を付けてください。

２　内容・事由欄には，具体的に配慮した内容や，配慮できない理由等を記載してください。

※　屋外広告物については，一部を除き，事前に住宅都市局都市景観室への申請手続きが必要となりますので，「屋外広告物の手引き」をご確認ください。